

公益財団法人 樫の芽会
理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

制定 平成21年7月24日

改正 令和7年6月5日

(目的)

第1条 理事、監事及び評議員に対する報酬並びに旅費等に関しては、この規程の定めるところによる。

(評議員の報酬)

第2条 評議員が評議員会等の会議へ出席した場合には、会議開催毎に金 20,000 円に所要の税金を加算した金額を報酬として支給する。

- 2 前項について評議員が会議出席に代わり書面又は電磁的記録による意思表示をしたときは、1回当たり金 10,000 円に所要の税金を加算した金額を報酬として支給する。

(理事、監事の報酬)

第3条 理事、監事が理事会等へ出席した場合には、会議開催毎に金 20,000 円に所要の税金を加算した金額を報酬として支給する。

- 2 前項について理事、監事が会議出席に代わり書面又は電磁的記録による意思表示をしたときは、1回当たり金 10,000 円に所要の税金を加算した金額を報酬として支給する。
- 3 理事、監事が調査、視察、面会、監事監査等の業務執行を財団事務所内外にて行う場合には、事前に理事長、常務理事又は事務局長に連絡することとし、当該業務執行毎に金 20,000 円又は1時間当たり金 10,000 円のいずれか金額の大きい方に所要の税金を加算した金額を報酬として支給する。なお、当該業務執行に関わる交通移動時間は報酬の対象に含まれない。
- 4 理事、監事全員に対する各年度の報酬の総額は、1,000 万円を超えないものとする。

(旅費)

第4条 出発地点から目的地までの移動距離が 100km を超える場合には旅費として、運賃その他実費を支給する。

- 2 出発地点から目的地までの移動距離が 100km を超える場合には、列車に於いてはグリーン車の使用を認め、飛行機に於いてはプレミアム/ファーストクラス席の使用を認める。タクシーの利用については、別に定める。
- 3 第3条第3項に規定される業務執行において移動に宿泊を要した場合、宿泊

日1泊当たり 20,000 円に所要の税金を加算した金額を報酬として支給することができる。

4 なお、海外旅費においては常務理事決裁とし、後日理事会にて報告する。

(宿泊料)

第5条 宿泊料は以下に示す上限以内とするが、やむを得ず上限を超えた場合には、実費を支給することができる。

金 20,000 円/日

(支給方法)

第6条 前条までに規定された金員は、会議開催、書面若しくは電磁的記録による意思表示又は業務執行の都度、理事、監事及び評議員本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込又は現金で速やかに支給する。

(公表)

第7条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(見直し)

第8条 この規程は、定時評議員会で見直すことができる。

附則（平成21年度第2回定時評議員会議決）

1 この規程は、公益財団法人の設立登記の日から施行する。

附則（平成28年度定時評議員会議決）

1 この規程は平成28年6月7日から施行する。

附則（令和7年度定時評議員会議決）

1 この規程は令和7年6月5日から施行し、第3条から第5条の規定は令和7年4月1日に遡って適用する。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。